

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例（昭和 2 5 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条の 2 中第 1 8 項を第 1 9 項とし、第 1 7 項の次に次の 1 項を加える。

1 8 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市の条例で定める割合は、0 とする。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日から施行する。